（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三　法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる要件の全てを満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

［一～六　略］

［２～４　略］

（外国会社届出書の提出等）

第十一条の五　法第五条第六項の規定により外国会社届出書を提出しようとする届出書提出外国会社は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した同項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる書類、同項第二号に掲げる書類及びその補足書類（法第五条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三第二項において同じ。）に規定する補足書類をいう。第十三条の三第二項第一号、第十五条及び第十六条において同じ。）三通を関東財務局長に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　外国資産信託流動化受益証券　第五号の五の二様式

五　外国信託受益証券、外国信託社債券、外国信託受益権及び外国貸付債権信託受益証券　第六号の二の二様式

六　［略］

七　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利　第六号の六の二様式

［八・九　略］

［２～４　略］

（募集事項等記載書面）

第十一条の六　法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる特定有価証券とする。

［一～六　略］

七　特定有価証券信託受益証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第三項第五号において同じ。）

八　特定預託証券（第一号から第四号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第三項第六号において同じ。）

［２・３　略］

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条　法第五条第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、当該書類が当該有価証券届出書提出前一年以内に当該有価証券届出書に係る特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について提出された有価証券届出書に添付して提出されたものと同一内容のものである場合には、これを除く。

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三　法第五条第五項において準用する同条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる全ての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、法第五条第五項において準用する同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の規定により、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書を作成することができる。

［一～六　同上］

［２～４　同上］

（外国会社届出書の提出等）

第十一条の五　［同上］

［一～三　同上］

四　外国資産信託流動化証券　第五号の五の二様式

五　外国信託受益証券　第六号の二の二様式

六　［同上］

七　外国有価証券投資事業権利等　第六号の六の二様式

［八・九　同上］

［２～４　同上］

（募集事項等記載書面）

第十一条の六　［同上］

［一～六　同上］

七　特定有価証券信託受益証券（前各号に掲げる特定有価証券を受託有価証券とするものに限る。第三項第五号において同じ。）

八　特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる特定有価証券に係る権利を表示するものに限る。第三項第六号において同じ。）

［２・３　同上］

（有価証券届出書の添付書類）

第十二条　［同上］